

福 井 県

「福井県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」 に関する県民パブリックコメント意見募集の結果

平成25年12月20日
福井県健康福祉部健康増進課

今回、「福井県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」について、県民の皆様から御意見を募集したところ、次のような御意見をいただきました。

県では、いただいた御意見を「福井県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」および今後の施策の参考とさせていただきます。

- 1 意見募集期間
平成25年12月2日（月）から平成25年12月16日（月）まで
 - 2 意見件数
14件（1団体、2個人）
 - 3 提出された御意見の概要および県の考え方
別紙資料のとおり
 - 4 問い合わせ先
福井県健康福祉部健康増進課
感染症・疾病対策グループ
TEL 0776-20-0352（直通）
FAX 0776-20-0643
E-mail kennzou@pref.fukui.lg.jp
-

「福井県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」に対する御意見等の概要と県の考え方

【意見募集期間】平成25年12月2日（月）から平成25年12月16日（月）まで

【意見募集方法】郵便、ファクシミリ、電子メール

【意見提出人等】提出人数：1団体2個人 提出意見14

No.	御意見等の概要	県の考え方
1	<p>新型インフルエンザ等対策行動計画に禁煙推進と受動喫煙防止対策が不可欠です</p> <p>インフルエンザのみならず、呼吸器感染症全般（上気道炎、肺炎、結核、季節性インフルエンザを含む）の罹患・重症化の予防、及び死亡リスク対策として「タバコ対策＝禁煙推進、受動喫煙の危害防止」が重要ですが、新型インフルエンザ対策行動計画にこの「タバコ対策＝禁煙推進、受動喫煙の危害防止」を基本対策として盛り込むことが不可欠です。</p>	<p>福井県では、平成25年3月に策定した「第3次元気な福井の健康づくり応援計画」や「第2次福井県がん対策推進計画」において、禁煙指導や受動喫煙防止対策の強化、たばこの害についての普及啓発強化等の対策に取り組むこととしています。</p>
2	<p>新型インフルエンザ等対策行動計画に禁煙推進と受動喫煙防止対策が不可欠です</p> <p>新型インフルエンザのパンデミックの予防・蔓延防止に備えて県民市民に禁煙を促し、受動喫煙の危害防止対策を推進すること、取り分け「受動喫煙防止条例」の早期制定を連動させて、禁煙推進と受動喫煙の危害防止の徹底遵守・周知が必要です。</p>	<p>同上</p>
3	<p>県、市町、個人の予防、重症化対策に、喫煙者への禁煙ならびに受動喫煙対策を各種計画にそれぞれ盛り込むべき。</p>	<p>上記の計画に基づき、平時から、喫煙対策を講じているところです。また、喫煙の影響は多岐にわたるため、各種計画に盛り込むのではなく、一元的な計画に基づき、関係機関と連携しつつ、総合的に講じることが重要だと考えています。</p>
4	<p>指定（地方）公共機関、登録事業者とは何を指すのか分かりにくい。例示や用語解説等の説明を加えるべきではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、用語解説に追加します。</p>

No.	御意見等の概要	県の考え方
5	流行の兆しのある早い段階で、注意喚起や予防方法などの周知を十分に行うべき。	海外発生期から、新型インフルエンザに関する情報や、感染対策等について広報することとしています。
6	感染した疑いの場合の相談窓口や専用外来（特に夜間・休日）についての周知を十分に行うべき。	帰国者・接触者相談センターの連絡先については、新型インフルエンザ等発生時に、様々な媒体を活用して広報します。 帰国者・接触者外来については、帰国者・接触者相談センターに相談のあった方のうち、新型インフルエンザ等の感染が強く疑われる場合に案内することとし、病院名や連絡先等は公表しません。
7	情報の収集方法として、ここを見ればすべてが分かるという、対処方法、相談窓口などの情報が簡潔に集約されたホームページがあるとよい。	新型インフルエンザ等の発生時に、発生状況や予防方法、帰国者・接触者相談センターやコールセンターの連絡先、県の実施している対策等についてまとめたホームページを開設することを考えています。
8	感染予防のワクチンは、新型インフルエンザと通常のインフルエンザとで違うものなのか。	季節性インフルエンザのワクチンは、過去に流行したインフルエンザウイルスを基に、近年状況から流行予測を立てて製造されており、新型インフルエンザのような未知のインフルエンザウイルスには効果がありません。
9	ワクチンの予防接種には効果があるのか。また、副作用はあるのか。	住民接種で使用するパンデミックワクチンについては、感染予防や重篤化防止について一定以上の効果があると考えられます。ただし、必ず感染しないというわけではありません。 一般的に、ワクチンには、発熱、発疹、倦怠感等の副反応や、非常にまれですが、アナフィラキシー様症状のような重症の副反応の発現があります。しかし、まだ存在しない新型インフルエンザワクチンの副反応は、現時点では明らかになっていません。

No.	御意見等の概要	県の考え方
10	一般住民に対する新型インフルエンザワクチンの予防接種は、どのような状況で実施されるのか。	パンデミックワクチンの準備が整い次第、原則として居住地で、集団的接種により実施されます。 なお、具体的な方法については、予防接種の実施主体である市町で、今後検討されることとなっています。
11	住民への予防接種の順位付けはどのような基準により実施するのか。	「医学的ハイリスク者」「小児」「成人・若年者」「高齢者」に分類し、重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた順位や、生活や経済の将来を守ることに重点を置いた考え方等を踏まえ、年齢によるワクチンの効果も考慮した政府対策本部の決定に基づき、市町が実施します。
12	児童・生徒について、学校単位での集団予防接種は実施するのか。	児童・生徒に限らず、原則として、居住地での集団的接種を実施することとしています。実施する場所については、実施主体である市町で検討することとなっています。
13	県内で一日最大650人程度が入院とあるが、患者を収容する病床数が足りないのではないか。	軽症者を自宅療養で対応するなど、病床不足とならないよう努めます。また、既存医療機関の病床数を増やしたり、緊急事態宣言時には、臨時の医療施設等を設置して対応することとしています。
14	施設の使用制限や生活関連物資の買占め防止など、確実に実施されるよう、実効性が重要である。	新型インフルエンザ等が発生した際、県民の皆様が確実に対策を実施していただけるよう、未発生期から周知に努めます。 また、緊急事態宣言がされている場合には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、不要不急の外出自粛を要請したり、施設に対し、使用制限等を要請または指示します。